

2014年1月吉日

お取引先様各位

改正消費税法の対応方法に関するお知らせ

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。改正消費税法の対応方法につきまして下記のとおりお知らせいたしますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

平成24年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（以下、改正消費税法）に基づき、政府は消費税率を平成26年4月1日に5%から8%に引き上げることを閣議決定しました。

これに伴い、弊社が提供するサポートサービス等に係る取引のうち、施行日（平成26年4月1日）以降にかかる部分についての消費税率は8%となります。

弊社としては改正消費税法に従った適正な運用を行うために、以下のとおりの対応とさせていただきますので、ご理解賜りますよう、何卒よろしくようお願い申し上げます。

- ・施行日（平成26年4月1日）以降にかかる部分についての請求は、平成26年4月以降に8%の税率で請求させていただきます。
- ・既に5%の税率でお支払いただいている場合は、平成26年4月以降に差額分を別途請求させていただきます。

以上

■お問い合わせ先

株式会社CSKサービスウェア
経理部

Keiri.sp@cskserviceware.com